令和５年度第１回八千代市文化財審議会会議録

１　日　時　　令和５年７月１８日（火）
　　開　会　　１４時００分
　　閉　会　　１６時４５分頃

２　場　所　　八千代市教育委員会２階大会議室

３　議　事
（１）文化財の指定について
（２）文化財調査報告
（３）令和４年度文化財事業報告
（４）令和５年度文化財事業計画
（５）指定文化財の現状報告
（６）その他

４　出席者氏名

	委員長	阪田　正一
	委員	栗本　佳弘
		綿貫　啓一
		稲田　　晃
		木原　律子
		濱名　徳順
		金出　ミチル
教育委員会	教育長	小林　伸夫
	教育次長	春田　泰宏
	郷土博物館館長	中村　元重
	文化・スポーツ課主幹	宮澤　久史
	文化・スポーツ課主査	向後　喜紀
	文化・スポーツ課主事	栗田　峻輔
	文化・スポーツ課文化財主事	川名　瑞希

５　公開または非公開の別　公開

６　傍聴定員　　４名
　　傍聴人数　　０名

７　所管　　教育委員会文化・スポーツ課文化財班

８　電話　　０４７（４８１）０３０４

栗田主事
　定刻になりました。本日は，お忙しい中ご参集いただき誠にありがとうございます。本日の進行を努めます文化・スポーツ課文化財班の栗田と申します。よろしくお願いします。会議の開催に先立ちまして，本日の会議資料の確認をお願いします。次第，審議会委員名簿，会議席次表，ホチキス止めの会議資料と附属資料，八千代市文化財保護条例となります。不備等はございませんでしょうか。

一同
　なし

栗田主事
　はじめに，本審議会は「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」により公開となります。本日の傍聴者は０名です。それでは，次第に則り進めさせていただきます。次第１　委嘱状伝達　本年４月１９日から新たに本市文化財審議会委員となられました金出委員の委嘱状交付を執り行います。

【教育長，次長，向後：金出委員の席の前へ
　教育長…手渡し 次長…読み上げ 向後…補佐】

栗田主事
　ここで，金出委員についてご紹介させていただきます。金出委員は，東京藝術大学大学院非常勤講師を務められており，専門分野は「歴史的建造物調査・修復」であり，数多くの著書もございます。また，千葉県や県内複数市において文化財審議会委員を務められる等多方面において活躍されております。それでは金出委員からひと言ご挨拶をお願いいたします。

金出委員
　ありがとうございます。社寺，民家，近代洋風建築等建物の種類を問わず，建物がどういうものであるかを調べていけたらと思います。調べることが仕事ではなく，それをどうこれからの世代に受け継ぐか。そのことについて所有者の方々，地域の方々とともに活動できればと思います。これからどうぞよろしくお願いいたします。

栗田主事
　金出委員，ありがとうございました。
　続きまして，次第２　委員及び事務局紹介　それでは，新たな委員も加わり，年度も改まりましたので，文化財審議会委員の皆様及び事務局のご紹介をさせ

ていただきます。

まず，阪田委員長。栗本副委員長。稲田委員。濱名委員。綿貫委員。木原委員。金出委員。続きまして事務局側になります。小林教育長です。春田教育次長です。文化・スポーツ課主幹の宮澤です。郷土博物館長の中村です。文化・スポーツ課文化財班向後です。同じく栗田です。同じく川名です。以上となります。本年度もよろしくお願いいたします。

続きまして，次第３　教育長挨拶。小林教育長お願いいたします。

【小林教育長挨拶】

栗田主事

ありがとうございます。続いて，阪田委員長，ご挨拶をお願いいたします。

【阪田委員長挨拶】

栗田主事

ありがとうございます。

ここで，小林教育長におかれましては，他の公務がございますので，退席となります。小林教育長，ありがとうございました。

それでは，これより議事に入らせていただきます。議長は八千代市文化財保護条例第２１条により，阪田委員長にお願いいたします。

阪田委員長

本会の議長を努めます阪田でございます。本会議が，円滑に進行できますよう皆様のご協力をお願いいたします。本会議の出席委員は７名であります。ただいまから八千代市文化財保護条例第２１条に基づく，令和５年度第１回八千代市文化財審議会議事について，審議して参ります。本日の議題は（１）「文化財の指定について」では教育委員会からの諮問に対して，審議会として答申を作成する必要があります。その他の議題については報告事項となりますので，皆さまからの忌憚のないご意見を頂ければと思います。

それでは，はじめに，議題１「文化財の指定について」につきまして，令和５年５月１日に教育委員会より諮問がありました。その件について，事務局より説明をお願いいたします。

向後主査

配布資料 P1をご覧ください。前回までの審議会におきまして，指定の価値ありと認められました伝薬師如来立像（阿弥陀如来立像）について，諮問ということで，文書がまいりました。読み上げさせていただきます。八千代市文化財の指定につき意見を求めることについて（諮問）八千代市文化財保護条例第４条第３項の規定に基づき，下記の文化財を同条例第４条第１項に規定する八千代市文化財に指定することについて，文化財審議会の意見を求める。１　名称及び員数　伝薬師如来立像（阿弥陀如来立像）。２　所在地　保品９１７（星埜山東栄寺）。３　所有者　宗教法人東栄寺（代表役員　守山　浩樹）。既に同意書はいただいております。４　内容　別紙のとおり。P2をご覧ください。１名称　伝薬師如来立像（阿弥陀如来立像）。２　員数　１軀。３　所在地　保品９１７（星埜山東栄寺）。4　所有者　宗教法人東栄寺(代表役員　守山　浩樹)。５　種類　有形文化財。６　法量は，像高：６７．７cm，際高：６１．９cm，耳張：９．２cm，面長：８．９cm，面幅：７．３cm，面奥：９．３cm，胸奥：１１．１cm，腹奥：１３．０cm，肘張：１８．０cm，裾張：１３．９cm。７　形状・構造・状態は，本像は同寺では薬師如来として伝わるが，左手はわずかに肘を曲げ前出して鳩尾高で施無畏印とし第一・二指を相捻じ，右手はわずかに肘を曲げて斜め下に垂下して与願印とし，第一・二指を相捻じており，いわゆる阿弥陀如来の来迎印を結ぶ。頭部には肉髻相を現し，頭髪は螺髪ではなく清凉寺式釈迦如来風の同心円状の毛筋彫りとするが，肉髻部では両側面や頂上にも同心円状の髪筋を現す。地髪部では正面と両側面に同心円状の髪筋を現すほか，側面から背後に掛けて生え際に幾つもの渦巻旋毛を現す。旋毛は左側では左旋であり，一方右側では右旋とする。後頭部中央は毛筋彫りを省略する。肉髻珠，白毫相を現す。面部寂静相。耳朶環状。首の三道相は不明。覆肩衣，衲衣を着用。覆肩衣は上端を衿状に一段折り返す。衲衣は偏袒右肩に着用。上端を折り返し，末端を左肩・腕に掛ける。衿状折り返し部左側で二つ右旋文を作る。下半身には裙を着用，裙下端は蓮台上まで延び，両側面は撥状に広がる。両足を揃えて蓮華座上に立つ。台座は蓮華座，光背は二重円相舟形挙身光とする。頭光内には八葉蓮華を現す。身光部は無文で中央部は刳り貫き式とし，光背外縁部には渦巻文を刻む。頭体幹部は榧の竪一材（木芯は像の左側に外す）より彫成する。内刳りは無いものと思われる。肉髻珠（材不明）嵌入，白毫珠水晶嵌入。彫眼。両体側部（肩先）別材製，その際右側は前後二材よりなるものと思われる。さらに両手首先を別材製挿込式とする。像底の雇枘にて台座と接合する。台座・光背後補。両足先別材製後補。像下端に約二cm程の後補の足し木があり，足し木は前後二材よりなる。像底の雇枘後補。表面彩色後補（当初不明）。鼻後補。肉髻珠・白毫珠後補。左耳朶後補か。

両手首先後補。左手第三・四指先欠失。左袖末端に小欠失。裳裾右下端後補か。８　製作年代は，南北朝から室町時代（推定）。９　参考文献は，濱名　徳順　２０１９「保品東栄寺の仏像調査の報告」　【※諮問内容】

ここからは，P４の答申案になります。読み上げさせていただきます。八千代市文化財の指定につき意見を求めることについて（答申）（案）令和５年５月１日付けで諮問のありました八千代市文化財保護条例第４条第１項に規定する八千代市文化財の指定について，審議の結果，下記の文化財が八千代市文化財の指定にふさわしいものであることを認めます。１　種別　有形文化財。２名称及び員数　伝薬師如来立像（阿弥陀如来立像）。３　その他　「指定に関する調書」のとおり。

【※諮問書別紙１から８は上諮問と同内容のため省略】９　指定理由は，事務局側で案を作成させていただき，濱名委員に確認していただいた内容になります。本像は，寺伝では薬師如来として伝わっているが，阿弥陀如来の来迎印を結んでおり，像容は阿弥陀如来のものである。髪型等部分的に村上正覚院の清凉寺式釈迦如来立像を意識して作られたと見られるが，厳密には清凉寺式のものとは異なる。伝来については，仏像自体に記銘等がされておらず，製作に関する資料も見つかっていない為，正確なことはわからない。しかしながら，正覚院縁起，清宮家文書（八千代市保品にある清宮家が所有している文書）において，村上正覚院釈迦如来立像と東栄寺に所在する仏像との関係を示唆する記述があり，その中で両寺院が共に井野の千手院の末寺と位置付けられていて，井野千手院を中心とした保品村と村上村の関連性を伺わせる点で興味深い。また，製作年代については正確な時期を示す資料は見つかっていないが，体躯の表現で胸に充分な厚みを持たせ，肩や背の丸み等の肉付けは適切であり，後頭部から背筋への側面観も優れていることなど，作風から１４世紀後半から１５世紀前半頃に遡るものと推定される。また，榧材の使用や比較的単純な構造から，相応の水準に達した仏師によって当地で製作されたものと思われる。江戸期より前に製作された仏像は市内において当像のほか正覚院釈迦如来立像しか確認されていないことから市内文化財の中でも貴重である。これらの点から，当該文化財は八千代市の歴史上価値が高く，文化財として指定するにふさわしいものである。

【補足】

・清宮家文書（享保１９年（１７３４年）より。・・・此入道（平真円）の在世は保元年中にて源義朝の時代にて今に至り六百年余り□）神手洗の辿予が屋舗に今に在り彼の本尊は予が村堺堂ざくといへるに安置し奉るを遁世して後村上村の本尊とす又當村本（東？）榮寺本尊藥師如來は入道　御秘蔵せられたまふと傳え聞同弥陀の尊像と地蔵の尊像とは眞圓公の御臺所の守本尊なるよし申し

習はせり因茲尊像の内に御臺の御歯今に在り彼れ此の由緒は翰墨よりもあきらけし古人乃云名詮自性と者此謂ならんと　清宮氏謹書享保十九年九月廿一日千手隠閑法印宥算謹筆。

・村上村　正覚院縁起（延宝２年（１６７４年）より。・・・そのかみ此本尊ハ保科むらにありしを保元年中の頃平の入道真円といふ人当寺を建立してうつして本尊とす。・・・

　１０　参考文献は，濱名　徳順　２０１９「保品東栄寺の仏像調査の報告」

　ご審議のほど，よろしくお願いいたします。

阪田委員長

　ただいま事務局から説明がありました件につきまして，質問やご意見等ございますでしょうか。本件は，前回までの審議会にて指定の価値ありと審議されています。それを踏まえてよろしくお願いいたします。

濱名委員

　P６の７　形状，構造，状態のところで，状態について，両手首先候補の「候」について「後」に訂正します。

向後主査

　ありがとうございます。

阪田委員長

　それでは，議題１の「文化財の指定について」につきましては，答申（案）をもとに答申書を作成し,指定するにふさわしい旨答申することといたします。次に,議題２「文化財調査報告」について事務局より報告をお願いいたします。

向後主査

　P７ページをご覧ください。①から⑤についてご説明させていただきます。梨関連文化財について，P８，P９をご覧ください。梨栽培の歴史１７７０年頃現在の市川市の八幡地区において，川上善六が美濃国大垣で学んだ梨栽培技術を同地方に広め，その後「八幡梨」として特産となる。

１８９８年　松戸市において松戸覚之助が二十世紀梨を発見ということで松戸市では，この原樹が１９３５年に国の天然記念物に指定されました。ただ，１９４７年には，原樹が枯れてしまったため，指定も解除されました。その後，松戸市として，１９６５年に二十世紀梨の発祥の地として史跡として指定されております。２００２年になりまして，枯れた木の一部を市の方で指定してい

るようです。１９１１年　皇太子（後の大正天皇）行啓による記念事業として睦村において「五百餘の毎戸宅地内に梨柿を植栽」，大和田町において「五百餘の毎戸宅地内に果樹の植栽を為し其数五千五百本に達せり」と記載があります。阿蘇村については，学校の建設を行ったということです。１９１４年頃　市内村上の宮内地区において宮崎淏，宮崎規矩治の２名が梨栽培を開始。１９３４年　宮崎淏が千葉県農事試験場主催の梨果研究会において成績優秀で表彰される。１９４８年　阿蘇梨業組合設立。１９６４年　　旧協同選果場に頌徳の碑建立。千葉県内における市町村別農業産出額（梨：令和２年）ということで，県内で八千代市は５番目の梨の産出量になっております。次に八千代市における梨栽培農家戸数及び栽培面積の推移では，１９１８年に栽培農家戸数が２戸だったのが１９４８年には１２０戸になり，現在では５６戸になっております。この時期は基盤整備を行った際に米から梨に転換したようで梨栽培の戸数が増えているようです。

文化財としての価値の検証：①頌徳の碑は，有形文化財としての指定は可能。設置されてから５９年が経過している。碑の内容自体は，史料的な価値があるとは言えないが，阿蘇梨発展の象徴として位置づけられる。②原樹は，植えてからは１００年以上が経過している。八千代市にとっては価値のあるものであるが，樹種として学術的な価値を有しているわけではない為，記念物（天然記念物）としての指定は難しい。また，「原樹であろう」ものであって，「原樹」であるかどうかの確証がない。③発祥の地（頌徳の碑が建っている付近）は，旧協同選果場があった場所について記念物（史跡）として指定する。八千代市の梨栽培の端緒として語られるが，江戸時代から市川市を中心とする千葉県北部地域ではの梨栽培が盛んに行われており，八千代市域においても江戸時代に梨栽培がおこなわれていた可能性がある。また，明治３５年に発行された「千葉県睦村是」においては，睦村において商売として栽培していたかどうかは不明であるが，睦村において梨が１３６０個程栽培されていたことが記録されている。その後，１９１１年（明治４４年）に行啓記念事業として睦村及び大和田町において梨の植樹が行われていることから，「八千代市の梨の発祥の地」とすることについては疑念が生じる。しかしながら，八千代市の梨栽培の発展に多大なる貢献をしたことは間違いなく，また「阿蘇梨」というブランドの発祥地とする分には問題がない。頌徳之碑の内容については，「氏は共に阿蘇梨創植の大先覚者であり，その歴史は遠く，東京オリンピックの年をもって，五十年に正当する。両氏は大正初期，旧制中学校を卒業，当時農家は米麦養蚕一辺倒の旧態依然たるものであったが，つとにこれが体質改善を唱え，清新な感覚と熱情を捧げて総ゆる困難辛苦にも堪え，両友相携えて地味に適した果樹梨苗を，安行，佐倉両地より初めて移植することに成功，尓来研究に研究を重ねた結果，

終に今日の東京市場を独占するがごとき名産「阿蘇梨」の礎石を築いたのである。この間氏等は梨の育成を生涯の友と為し，品質の改善と後進の指導に全力を傾注，一切の名誉職にも就かず，地区住民果樹栽培のためには，慈愛と謙虚さをもって，知れる限りの秘法を伝授するに惜しみなく，創園当初僅か二戸の栽植戸数より栽培面積七十八ヘクタールの今日に至るまで，よく愛育一路に生き抜き．地区梨業者発展に寄与した功績まことに偉大である。ここに梨齢五十年を迎えるに当り梨業組合百二十戸の名の下に，両翁の高徳を讃え頌徳碑を建立もって鴻恩の万分の一にも報いんとするものである。昭和三十九年十二月八千代町長　兼子　通純　謹書」。以上です。

阪田委員長
　ただいま事務局から説明がありました件につきまして，質問やご意見等ございますでしょうか。

金出委員
　文化財の分類について，迷われているのが趣旨でしょうか。色々な視点があると思います。例えば,「現在では使用されていない農業に関する民具」,「用水路」,「土木事業」,「景観」等。他市では指定されていないかもしれませんが，この梨関連文化財は，文化的景観，産業遺産等の成果としてまとめることができればいいと思います。また，市指定として新たな分類を作ることもできると思います。とても興味深い内容だと思いました。

向後主査
　我々も調査した結果，民具類も探してみましたが，現時点では見つかっていない状況です。金出委員が言われるように碑単体ではなく，総合的に文化財として見た時，何かの文化財に位置付けができるように継続調査してきたいと考えています。

金出委員
　資料の探し方の一つとして,市の広報誌等で呼びかけてはいかがでしょうか。

木原委員
　いろいろな考え方がある中で１００年前に使っていた民具を探すのは難しいと思います。例えば，他の地から持ち込まれた民具が発見される可能性を考えると,それをこの地で使われていた民具として考えていいのか疑問に思います。つまり，いろいろな範囲での検証をするのは難しいと思います。

阪田委員
　今，金出委員からお話があった方向性で進める場合，市の条例的に大きな支障が出ますか。条例的な裏付けがない中で，一つの方向性に向かって行政的に一つの意志判断をする際にそれを裏付けるようなものがないといけません。

向後主査
　本市の条例は，昭和５１年に改正され，それ以降改正はされていません。その間に文化財保護法の改正はありましたが，それに対応した条例になっていません。

阪田委員長
　文化財保護行政として，何を行政的に保護していくのかという視点でいかないと目標がぼやけてくると思います。今後，いろいろな形でご検討いただければと思います。他にご意見はありますか。

一同
　なし

阪田委員長
　では，梨関連文化財に関しては，今後，金出委員等のご意見を参考にして調査を継続していくということでよろしいでしょうか。
　続きまして，２―②　縄文時代早期（撚糸文期）上谷遺跡出土偶様土製品についてご説明お願いいたします。

向後主査
　資料Ｐ１０，Ｐ１１をご覧ください。出土遺物の概要ということで，上谷遺跡出土の土偶様土製品２点は，伴出土器の状況から縄文時代早期の撚糸文期稲荷台式期のものと考えられ，その形は逆三角形です。２点とも指頭圧痕があり，うち１点については頂部から内部にかけて穿孔があります。大きさは穿孔がないもの（左側）については長さ３１．５㎜，高さ２４．５㎜，幅９．５㎜，重さ７ｇ，穿孔があるもの（右側）については長さ４０㎜，長さ２７㎜，幅１０㎜，重さ８ｇとなっています。同時代の土偶は全国的に見ても極めて希少であり，木の根遺跡出土土偶は千葉県指定文化財となっています。土偶の定義については様々な解釈があるが，ある程度の共通理解が得られている「縄文時代に作られた土製の人形であるものが土偶」という定義に従うと，上谷遺跡のものは乳

房を外から貼り付けていたような痕跡（窪み）は見受けられますが明確に人の形を表す表現は見られません。

この時代の土偶は極めて希少という話をさせていただきましたが，歴史博物館で土偶のデータベースというのがありますので調べたところ，縄文時代早期の土偶が５０件ありました。その内千葉県は２４件となっております。千葉県では，この時代の土偶が比較的多く出土されているようです。近隣類似例との比較すると，本土偶様土製品は千葉県指定の木の根遺跡出土の「逆三角形型」土偶と酷似しています。しかしながら，木の根遺跡出土土偶が乳房様の表現を有しているのに対し，上谷遺跡出土のものは有していません。また，木の根遺跡出土のものは逆三角形の底部または頂部に穿孔を有しているのに対し，上谷遺跡出土のものは２点のうち１点が穿孔を有していない点で相違が生じています。船橋市小室上台遺跡出土のものは稲荷台式期から少し時代が新しい花輪台式期のもので大きさは同じくらいです。形が上半身，下半身，腰のくびれ，乳房様の表現が表現された「バイオリン型」となっています。袖ヶ浦市指定の打越岱遺跡出土土偶は撚糸文期よりも時代が新しい沈線文期のものでバイオリン型ではありますが，頭部が加わり，より人体に近い形になっています。

文化財としての価値の検証ですが，縄文時代早期（撚糸文期）の土偶は全国的に見ても極めて希少であり，木の根遺跡出土土偶は千葉県指定文化財となっていますが，文化財としての価値は「土偶」であるかどうかによって大きく関わってくると思われます。土偶の定義については様々な解釈がありますが，ある程度の共通理解が得られている「縄文時代に作られた土製の人形であるものが土偶」という定義に従うと，上谷遺跡のものは木の根遺跡出土土偶のように乳房様の表現が見られず明確に人の形を表す表現は見られませんが，乳房を外から貼り付けていたような痕跡（窪み）や上半身と下半身をつなぐジョイント様の穿孔は確認され，木の根遺跡出土土偶との類似点も多いです。以上です。

阪田委員長

ただいま事務局から説明がありました件につきまして，質問やご意見等ございますでしょうか。その前に私から，縄文時代早期の撚糸文期稲荷台式という表現が出てくるのですけれども，どのくらい前になりますか。

宮澤主幹

約１万年から９千年くらい前になると思われます。

阪田委員長

富士山が噴火する前ですか，した後ですか。

宮澤主幹
噴火した後です。

阪田委員長
ありがとうございます。他に意見等ありますか。

栗本委員
私が考古学をやっていた時代には，縄文時代は大きく３つに分類されていましたが，現代では研究が進むにつれ，より細かく分類されています。縄文時代の撚糸文期の土器が出土しただけでも注目されました。今回の土偶というと皆さんが固定概念があると思います。縄文時代の早期のものは，一体で出土せず，単独で出土されている。これも乳房がついてなければ見逃していた可能性があります。先入観の中で女性を表現したものが多いという中で，乳房がついているから，これは土偶だろうと言えるのか。もう少し具体的な確証が欲しいです。資料としては，非常に珍しい。船橋市指定の土偶にしても県指定の土偶にしても共通点は穿孔があるというところです。穿孔の関係資料があれば，より良かったと思います。

稲田委員
年代というのは地層の年代ですか。

宮澤主幹
他に出土した土製品と同じところで出土した土器が稲荷台式あるいは，花輪台式のものです。稲荷台式が多く出土していた同じ地点から出土していたので，可能性として稲荷台式の土器と混ざって出土したことから，稲荷台式期のものと考えていいのではないかという判断をしました。

阪田委員長
報告書ではどのように記載していますか。

宮澤主幹
土偶と記載しております。土製品という項目で載せていますが，文章の中で土偶と記載しております。
阪田委員長

その報告書の書かれた経緯はわかりませんが，木の根と近い時期のものですか。

宮澤主幹
はい。

金出委員
これは今，市で保管していますか。

宮澤主幹
はい。博物館の常設展示のものを今日，特別にこちらに持ってきました。

金出委員
これからまだ発掘される可能性はあると思います。木の根遺跡の方では，複数点を集めて指定しています。今指定しないと失われるということでなければ，少し時間をおいて，これからの経過を見て，今後これ以外のものが出てこないのであれば,その時指定する方がよろしいかと思います。皆さんのお話を伺い，不確定要素がまだありそうだと思いました。

阪田委員長
事務局の方からコメントありますか。

宮澤主幹
おっしゃるとおりですが，縄文時代撚糸文期の調査に恵まれることはよくあることではなく，今後，新たな調査で出てくる可能性は低いと思います。

栗本委員
早期というのは，まだ，どのような時代かはっきりしてません。どういう集落，社会構造だったかはわかってはいません。

宮澤主幹
縄文時代前期以降の土器は，住居に伴って出でくるのですが，早期というのは遺構を捉えるのが非常に困難で，掘っていると住居でないところから，土器が出土する状況です。早期の土偶が出てくる他市の例でも遺構に伴うものはほとんどありません。不思議なのは早期の竪穴住居等がある遺跡で，そこからは土偶が出土せず，遺構に伴わないところで，いくつか土器が出土する中に土偶

が混じっている様な不思議な現象が起きています。それが何に起因するか等，解明すべきことは数々残っているとは思いますが，そんな中でこのような土製品が出土した事実があるのは大きな意味があると考えています。。

阪田委員長
　先ほど栗本委員の方から話があったとおり，今後も名称等を検証していきながら継続調査という方向でよろしいでしょうか。

一同
　はい。

阪田委員長
　続きまして２―③　形成バラ園関連文化財についてお願いいたします。

向後主査
　Ｐ１２，Ｐ１３をご覧ください。
　京成バラ園の概要ですが，京成バラ園は八千代市大和田新田７５５に在する日本でも有数のバラ園で，開園当時から，日本を代表する育種家の鈴木省三氏を中心として，バラの育種で世界的に高い評価を受けてきました。また，春と秋には１６００品種，１万株のバラが咲き誇り，遠方からの来訪者も数多く訪れる八千代市を代表する観光地となっています。歴史ですが，１９５９年京成バラ園芸株式会社設立。１９７１年　ガーデンセンター設立営業開始，バラ見本園開園。１９９９年　本格的な整形式庭園開園（現在のローズガーデン）。２０１５年　京成バラ園ローズガーデンが第１７回世界バラ会議において優秀庭園賞を受賞(優秀庭園賞は世界で６９庭園,うち日本は京成バラ園含め８庭園)。名勝としての評価（国登録記念物，県登録記念物）ですが，国の登録記念物（名勝地関係）の登録基準では人文的なものについては，造成後５０年以上で「造園文化の発展に寄与している」,「時代を特徴づける造形をよく遺している」,「再現することが容易でない」のいずれかを満たすこととされています。造成後５０年という基準については，京成バラ園は１９７１年にバラの「見本園」を開園しており，これを初年として見れば基準をクリアしていますが，１９９９年に大きくリニューアルし現在の整形式庭園の形になっており，開園当時のどの部分が現存しており，どの部分が変わったのかについては明確ではなく，現状では開園当時から現在までの連続性が確認できていません。しかし，日本にバラブームが巻き起こる前に設立された本園は，戦後のバラ文化の発展に大きく貢献してきたことは疑う余地がありません。開園に携わった「ミスターローズ」

こと鈴木省三氏は，日本のみならず海外でも著名なバラの育種家でした。その鈴木氏が所長となった園内の研究所において，数多くの新品種を生み出し，広く一般に販売を行うほか，関東を中心に他のバラ園の設立や管理にも深く関わってきたことから，京成バラ園は関東におけるバラ文化普及の拠点であったと言えます。２０００年に鈴木氏が亡くなった後も，鈴木氏の理想を受け継いだ後任の育種家や社員らによってバラ庭園の整備は高い技術で続けられ，２０１５年には世界バラ会議において「優秀庭園賞」を受賞など国際的な評価を受けるまでとなりました。なお，世界バラ会議の優秀庭園賞を受賞していることからも「造園文化の発展に寄与している」点は評価できますが，この「優秀庭園賞」は数あるローズガーデンの中から，歴史的，教育的，景観的な各視点により特に優れた庭園に贈られるもので，庭園としての美しさに加え，メンテナンスの質がよいことや，学術的に価値がある品種を栽培しているなどの総合的な評価により選ばれるものであり，純粋に不動産（及びその附属物）としての庭園の評価だけのものではない。名勝地の価値は芸術上の価値，鑑賞上の価値，学術上の価値の３点とされ,「近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書」(近代の庭園・公園等の調査に関する検討会，文化庁文化財部記念物課）には公園等（植物園含む）の芸術上又は鑑賞上の価値の捉え方として以下の３点が掲げられています。①現状の地形，地割，植物，水，その他の公園施設等の諸要素が組み合わさり，独特の景観構成を示していること。②当該地方の風土的特色により，独特の景観を示していること。③現状の風致に見る独特の性質が，市民の来訪を促し，日常的に集い，憩い，休息する上での前提条件となっていること。上記３点のポイントを考慮し,名勝として文化財の評価を下すためには，開園した当時のいきさつや当時の地割と現在の地割の比較や，後発のバラ園にどのような影響を与えたのかについて更に調査が必要です。市文化財としての評価は，日本にバラブームが巻き起こる前に設立され，日本を代表する育種家「ミスターローズ」こと鈴木省三氏が開園当時から園長を務め，園内の研究所において多くの新品種のバラを世に産み出し，世界バラ会議の「優秀庭園賞」を受賞するまでとなった京成バラ園は本市での活動により日本，世界のバラ文化発展に貢献してきました。また，京成バラ園は日本，世界だけではなく，当然ながら地元である八千代市においても下記のような「バラ文化」を根付かせています。・市の花にバラを指定。（平成９年）・ばら制定都市会議に加盟。（全国２８市町）・八千代バラの会，八千代花と緑の応援団など，バラをシンボルとしたまちづくりに取り組んでいる市民の団体も存在します。・２０２０年４月２日，八千代市，秀明大学観光ビジネス学部，及び京成バラ園芸株式会社は，産官学連携のもと，観光分野において相互の人的・物的資源を有効活用し，市の観光振興に寄与することを目的とする連携協定を締結。・「１００万本のバラ植

栽構想」策定。これらの「バラ文化」は京成バラ園の影響によるものであり，八千代市における「バラ文化の発祥の地」が京成バラ園であるとも言えます。園内には，京成バラ園芸設立当初からあるバラの株も残されており，庭園としての評価だけではなく，この株自体を市文化財として指定することやこの周辺（点）を八千代市バラ文化発祥の地として評価することが可能ではないかと考えます。以上です。

阪田委員長
　ただいま事務局から説明がありました件につきまして，質問やご意見等ございますでしょうか。

金出委員
　皆さんご承知のようにこの登録記念物は，名勝より少し登録しやすい意図で始まったものだと思います。千葉県下には，３件の庭園があります。植物は成長するので，当初から変わっていますが，作庭時の資料がなくても現在の造園の専門家が見ると，配置，建物の様子等を考察することによって，本質を説明することができるかと思います。今回の京成バラ園は，千葉県下の市民の方々の思い出とともにあり，これを市指定するのは望ましいと思います。どういった位置付けにするかは，開園当時の原姿がわからなくても専門家が見ると，当時意図されたことが今日まで保存継続されてきた意義等が見出され，文化財としての価値が見えてくると思います。会社に資料がなくても，民間に残っている可能性があります。例えば，「思い出のパンフレット」，「撮った写真」等です。広く一般に呼びかけたら集まってくる可能性はあります。

阪田委員長
　今のご意見について事務局の方から何かご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

向後主査
　今回，調査した中では資料になるものが少ないので，金出委員が言われたとおり，多方面から情報収集していきたいと思います。

金出委員
　今回，審議会に挙げられている候補のリストは，誰が挙げた候補ですか。

向後主査

事務局です。

阪田委員長
これは事務局の方でどのような方向性で進めていこうと考えていますか。国の登録記念物なのか県の登録記念物なのか新たな文化財としての評価なのか。

向後主査
継続調査しながら考えていきたいと考えていますが，現状は，国の登録は難しいと考えています。最終的には，八千代市の文化財にできたらと思います。

阪田委員長
これも事務局の方で継続して調査をお願いできればと思いますがいかがでしょうか。

濱名委員
市指定文化財という形だとジャンル分けが必要ですよね。現状は，どんなジャンルで予定していますか。

向後主査
まだ未定です。現状，営業している施設ですので，開園当初からある株を中心に営業に支障がでないものを考えています。

阪田委員長
そういった問題を含めて継続調査をお願いいたします。京成バラ園関連文化財を審議会で取り挙げたのは２回目ですよね。１回目は，概要でしかなかったので，今後，内容は煮詰まってくるのではないかと思います。他にありますか。

一同
なし

阪田委員長
続きまして２―④　大和田機場についてお願いします。

向後主査

資料Ｐ１４，Ｐ１５をご覧ください。大和田機場の概要ということで，徳川家の江戸入府に伴い開始された利根川東遷事業に始まる洪水との闘いは，染谷源右衛門を始めとした先人たちが，印旛沼の水を東京湾に落とすために必死で格闘するも達成できず，昭和４１年の大和田機場竣工によってその悲願は達成された。機場では，新川側の水位が花見川側の水位より低い為，水を排出する際は，新川側からポンプで水を吸い上げ，花見川側に排出します。文化財（建造物）としての価値の検証ということで，機場の建物自体の価値は建設後５０年を経過していますが，国登録有形文化財の基準である①歴史的景観に寄与している，②造形の規範となっている，③再現することが容易でないという基準をクリアしているかどうかは明確ではありません。また，防災上重要な施設であることから，建物自体を登録することによって何らかの規制を受けることがハザードになることも予想されます。文化財（建造物以外）としての価値の検証ということで，大和田機場の価値は建造物の価値というよりは，この地において新川開削という沿岸住民の「３００年来の悲願」が達成されたという点に価値があります。このことから機場そのもの又は機場の建っている部分の底地を記念物（史跡）として市の文化財として指定することや敷地内に存する建設当初使われていた車羽根や建築を記念して建てられた石碑を文化財として指定することも考えられます。大和田機場の着工を記念して，碑が建設されました。以下内容です。「阪東太郎の異名をとる利根川は流域約１５３００方粁我が国最大の河川でしかも洪水量は極めて大きく沿岸は昔から屡々洪水の害をうけていたが特に印旛沼は利根川の遊水地として洪水調節の役目をしていたため周辺耕地６５００陌は常に洪水の氾濫するに任せ農業経営には極めて不安定な地域であった。そのため享保９年平戸の人染谷源右衛門天明３年田沼主殿頭天保１１年水野越前守等の幕府の要人先覚者が洪水を東京湾に排出する計画をたて開鑿工事に着手したがぼう大な工事量とその施工の困難さが災して途中で挫折し目的を達成することができなかった。昭和２１年に至り当時の食料不足社会状勢に対処するため政府は印旛沼の干拓疎水路の開鑿を緊急開拓事業の一環として採りあげ農林省直轄で工事が開始された。その後我が国経済の進展に伴い京葉工業地帯の工業用水源として沼水利用が計画され水資源開発促進法に基づき昭和３８年度から水資源開発公団が事業を受け継ぎ現在に至っている。当排水機場は印旛疎水路の略中間に位置し洪水時沼の水位を調節し余剰の悪水を東京湾に排出する施設で昭和３８年１２月着工昭和４１年２月竣工した。ここに疎水路の貫通と相まって３００年来の悲願の達成を記念し偉業を永く後世に伝えるためこの碑を建つ　昭和４１年４月２０日」以上です。

阪田委員長

ただいま事務局から説明がありました件につきまして，質問やご意見等ございますでしょうか。

綿貫委員

現代において，大和田機場を指定する際，時代を遡って調査した古文書等を一緒にしないと資料の数が少ないと思います。洪水に伴う土木工事は，失敗しましたけれど，大掛かりにやった工事です。かなり研究した方がいいと思います。

阪田委員長

昭和４１年に印旛沼が洪水の危険から脱した経緯について，意外と八千代市民は知らないと思います。今の綿貫委員からのご意見は，とても歴史的に重要なことだと思います。今後，市で大和田機場を文化財として保護していく方向性であれば，それを踏まえて行う必要があるのではないかと思います。

また，大和田機場というのは正式な名称でよろしいですか。

向後主査

はい。

阪田委員長

わかりました。どういう方向性で進めるかはまだ決まっていないと思いますが，これから継続調査する中で決めていければと思います。よろしいですか。

宮澤主幹

事務局内でも方針がまとまり切れていない部分があります。ただ，綿貫委員のおっしゃるとおり，新川の開削を江戸時代に３回行い，いずれも失敗しています。また，八千代市にとって新川の開削の歴史というのは，八千代市の歴史を語る上で大きなテーマとなります。結末は失敗に終わりましたが，印旛沼における洪水との戦いに終止符を打った大和田機場を開発の歴史の中に位置づけて，国の文化財なり市の文化財に位置付けていくのことに意味や価値があると思います。どういう形まとまるかについて，我々の中で練り切れていない部分もあるのですが，今後調査を進める中でご意見等をいただければと思います。

木原委員

今，宮澤主幹のお話を聞いて安心しました。説明を聞いていると，方向性が見えてきませんでした。指定をするにあたっては，どういう視点で見るかによって変わってくると思います。例えば，建築物，景観，観光等。その中で，八千代市は，何を一番着目すべきか調査し，また，他市の見解を踏まえてから進めていった方がいいと思います。

金出委員
既に文書関係は指定があるということですが，梨関連文化財の説明時にも思いましたが，市として，文化財として総合的に評価する新たな分類を作る等，将来的に検討してもいいと思います。例えば，土木遺産とした場合，徳川時代に川の流路を変えたことに関係して道路工事等の資料が残っている可能性があります。大和田機場についても，昔の写真を見たところ，昭和中期にこういった技術が使われていたと確認することができ，全国的にも類似したものが見つかる可能性があります。指定することで建物所有者に規制が生じることを気にされていますが，違う視点で調査してもいいかもしれません。総合的な文化財として捉えることができるものだと思います。

阪田委員長
他にありますか。

一同
なし。

阪田委員長
それでは，この件につきましては引き続き調査することといたします。
続きまして，議題３「令和４年度文化財事業報告」について，事務局より説明をお願いいたします。文化財班，郷土博物館，文化伝承館の順番にお願いします。

栗田主事
私の方から，文化財班の令和４年度文化財事業報告をさせていただきます。
（１）文化財の保護・保存
①指定文化財保護補助金について，指定文化財２７件のうち補助金交付対象件数１９件，交付金額２１３，０００円(無形民俗文化財２件，有形文化財６件，有形民俗文化財８件，史跡･天然記念物３件)。正覚院釈迦堂屋根修繕に対し，臨時の補助金１５０，０００円。②指定文化財等の現状調査の実施。③指定文

化財候補等の調査について，東栄寺，長妙寺，梨関連文化財，縄文時代早期(撚糸文期)上谷遺跡出土土偶様土製品等

（２）文化財の普及・啓発

①埋蔵文化財通信「埋やちよ」の発行（第４６号)。②文化財通信「財やちよ」の発行（第７号)。③出土文化財の展示として，常設展示２ヶ所（教育委員会庁舎，文化伝承館）④講師派遣として，まちづくりふれあい講座や公民館講座に対し講師を派遣。１０月１９（水）環境政策室「里山あるき」，１月１４　（土）里山楽校。⑤出土文化財の閲覧・貸出等として，資料閲覧１件，資料貸出５件

（３）埋蔵文化財調査

①問い合わせは，９６５件。②埋蔵文化財の確認依頼は，１２４件。③試掘調査は，確認・協議の資料を得るために行う試掘調査を実施１７件。④市内遺跡等発掘調査事業として，確認調査１０件。⑤公共事業関連遺跡発掘調査事業１件。⑥民間開発等埋蔵文化財調査事業６件。⑦民間調査組織への指導２件。以上です。

阪田委員長

ただいま事務局から説明がありました件につきまして，質問やご意見等ございますでしょうか。

一同

なし

阪田委員長

続いて，郷土博物館，文化伝承館の令和４年度文化財事業報告をお願いいたします。

中村館長

（１）資料　例年どおり，博物館の基本的業務である，市域を中心とした自然標本・考古遺物・古文書・絵図・民俗資料等の資料類を収集・保管・管理し後世への継承を図りました。また古文書の虫損や汚れ等の修補作業を行い，市内に残る資料の収集や当館で収蔵する資料の貸出による活用，他市区町村から寄贈された図書類を企画展や市民学習において活用しました。①収蔵資料:４６，９３２点。②資料の修補：２２回。③資料の収集・活用。資料収集：１１件，１４１点。資料貸与：４６件，２９２点。④図書資料：１７，８１９冊（Ｒ４受入数　３９７冊）

（２）調査・研究　新型コロナウイルス感染症の影響で行事が中止のケースも

ありましたが，正覚院の花祭りや米本浅間講等の市内の民俗行事について，聞き取り・写真撮影などによる調査を年間通して実施しました。
（３)展示　郷土を知ってもらう常設展示を中心に,館内の収蔵品や民俗資料，市内の民俗行事等をテーマに企画展示や特別展示を行いました。また郷土博物館で定期的に活動している同好会の育成活動として活動内容をロビーにおいて展示しました。①常設展示　新川流域を中心とした八千代の自然・歴史・文化・産業。ａ）展示更新。ラウンジ「地名からみた八千代」展示更新。常設展示室(民俗)「石造物コーナー」展示更新。②企画展示　企画展「富士をのぞむから八千代に残る富士山信仰から」４月２３(土)から６月１２(日)。③特別展示　ａ）「八千代市の動物」７月２３(土)から９月２５(日)。ｂ)「くらしのうつりかわり展　から昔の道具とくらしから」１１月１９(土)から令和５年２月１９(日)。④ロビー展示　ａ）季節展示において，市内年中行事の紹介。ｂ）あの町この町コーナーとして，八千代市内各地域の過去と現在の町並みの変遷を展示。⑤同好会連携展示　ａ)竹細工作品展　令和５年３月７(火)から３月１９(日)。ｂ）篆刻作品展　令和５年３月１５（水）から３月２３（木)。
（４）学校連携　学校側の希望している授業内容や時間割を確認すると伴に，新型コロナウイルス対策をした中での可能な道具体験や体験学習人数の調整，博物館の観覧ローテーション等を調整しながら実施しました。①小中学校対応　令和４年度学校利用合計：５７件　４，３８１名。②博物館教育への協力　学芸員資格取得予定者館務実習受入なし。※学芸員の人数減等で，博物館実習受入体制が不十分なため。
（５）市民学習の支援　企画展に関する展示解説会ややちよの民俗行事を体験してもらうワラヘビづくり体験，それぞれの学習レベルに合わせ古文書に親しんでもらう古文書講座，実際の街歩き等をしながら解説する文化財散歩，映像等により分かりやすく過去の歴史を知ってもらう博物館上映会等の様々な講座・体験学習等を新型コロナウイルスに対応しつつ実施しました。①企画展等関連事業　ａ）企画展関連は，展示解説会　５月３（火)，５月２９（日）参加者合計：２２名。文化財散歩　５月２２（日）参加者：１９名。やち博講座　６月５（日）参加者：３６名。②やちよの民俗行事（ワラヘビづくり体験）１１月２３日（水）参加者：３２名。③古文書講座「入門編」(全３回)　６月２６（日)・７月１８（月・祝)・８月７（日)。「初級編」(全４回)　９月１８（日)・１０月１６（日)・１１月２０（日)・１２月２５（日)。「中級編」(全３回)　１月１５（日)・２月１９（日)・３月１９（日）参加者合計：３６１名。④やち博講座　６月５（日)・８月２８（日)・１１月２７（日)・２月２６（日）参加者合計：１３６名。⑤博物館上映会　令和５年１月２２（日）　参加者：１２名。⑥観察会　ａ）自然観察会　講師　稲田　晃氏　１０月３０（日）　千葉

市横戸地区　参加者；１６名。ｂ）文化財散歩　講師　館職員　５月２２（日）村上・下市場地区　参加者：１９名。令和５年１月２８（土）　八千代台地区。参加者：２７名。ｃ）昆虫観察会　新型コロナウイルス感染症拡大状況により中止。⑦体験講座　ａ）和本づくり　令和５年１月８（日）参加者：２３名。ｂ）篆刻講座　６月１１（土）・６月１２（日）参加者合計：３０名。ｃ）植物標本づくり講座　７月１６（土）・８月２１（日）参加者合計：５３名。ｄ）竹細工講座　１２月４（日）参加者：２０名。⑧子ども講座　ａ）昔遊び　４月２９（金）から５月５日（木）参加者：１６５名。ｂ）博物館シアター　７月３１（日）参加者４０名。ｃ）子ども体験教室　「勾玉づくり」５月５（木），「竹細工作り体験」８月６（土），「土器づくり体験」１０月２３（日）・１１月１３日（日），「昔の道具体験」令和５年２月１２（日）参加者合計：１３９名。ｄ）竹と遊ぼう　令和５年３月１１（土）　参加者２４名。⑨地域における子どもたちの学習支援　合計:１０件。３６７名⑩同好会の育成　竹細工同好会，篆刻同好会（八篆会），土器づくり同好会，古文書同好会　合計４６回学習室・工作室等で活動。⑪講師派遣　１７件：４０８名。⑫学習室等の施設利用　稼働日数１８２日，月３０５日，５９．６７%，稼働件数２２４件，３，７９９名。⑬刊行物の作成・配布。

（６）地域協働として，東京成徳大学と連携しながら，昨年，新型コロナウイルスの影響で実施できなかった伝統装束体験を実施する事ができました。また令和４年度は新たに市内の歴史研究団体が例年実施している行事において，当博物館の展示内容に関係する内容講演会を実施するとのことだったので，後援をするなど協力しました。①大学との連携として，伝統装束体験　令和５年２月４（土）参加者：１８名。②市民団体等との連携として，黒沢池のたたら祭りへの後援及び県内古代製鉄文化講演会等を市民団体と連携して実施しました。１１月６日（日）参加者。４６名。③公民館等関係機関との連携強化として，公民館や図書館を活用した様々な講座等の開催し，社会教育施設との連携強化をめざしました。

続きまして，文化伝承館です。

（１）伝統文化活動への場の提供について，新型コロナウイルス対策としての利用制限が少しずつ変わり，令和３年度においては利用していなかった団体の活動が戻ってくるとともに，令和３年度に比べ利用団体の利用回数も６４回増えたことから令和４年度は徐々に利用団体，利用者の活動が戻りつつある状況となりました。①開館日数　２４４日　開館可能日数２９０日の８４%。②利用回数　４９０回　利用人数　６，３０８名。内訳　主催事業　２０回　４８４名。一般利用　３５２回　３，０７９名。その他利用　１１８回　１，６４０名。見学・遊具利用　１，１０５名。

（２）主催事業等について，前年度に引き続き，新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から接触・歌唱等の活動及び利用人数制限を行っていた事や講座・教室に協力していただいている講師や団体からのお断り等により，ほとんどの講座を実施することが出来なかったが，「紙芝居と昔話の会」及び「子ども邦楽教委室」については，感染防止策を講じて実施することができました。①八千代の伝承文化を習おう　紙芝居と昔話の会　９回　２６０名。②伝統文化を習おう　子ども邦楽教室　１１回　２２４名。
（３）学校・地域支援について，文化伝承館で所有している紙芝居を使って地域の子ども達に読み聞かせを行っている団体への貸出や萱田小学校２年生の授業の一環として文化伝承館の訪問を受け入れました。①備品館外貸出し　紙芝居等　１３件。②町探検受け入れ　１件(萱田小学校２年生）。
（４）広報・情報発信について，館だよりの作成・配布。①文化伝承館だより「継」第２４号発行　７月１日。以上です。

阪田委員長
　ただいま事務局から報告がありました件につきまして，質問やご意見等ございますでしょうか。

阪田委員長
　続きまして，議題４「令和５年度文化財事業計画」について，事務局より説明をお願いいたします。

栗田主事
（１）文化財審議会の開催について，第１回　令和５年７月。第２回　令和６年２月頃予定。
（２）文化財の保護・保存について，①指定文化財保護補助金。指定文化財２７件のうち補助金交付対象件数２１件，交付金額３９７，０００円(無形民俗文化財４件，有形文化財６件，有形民俗文化財８件，史跡･天然記念物３件)。②指定文化財等の現状調査の実施。③指定文化財候補等の調査。
（３）文化財の普及・啓発について，①埋蔵文化財通信「埋やちよ」の発行。②文化財通信「財やちよ」の発行。③出土文化財の展示。常設展示（教育委員会，文化伝承館)。④講師派遣　まちづくりふれあい講座等に対して，講師を派遣予定。⑤出土文化財の閲覧・貸出等。
（４）埋蔵文化財調査について，①確認・協議　開発事業等に先行して行う埋蔵文化財の有無の確認と取扱いについての協議。②試掘調査　確認・協議の資料を得るために行う試掘調査を実施。③市内遺跡発掘調査事業(国庫・県費補助

事業）。開発事業等に先行して行う埋蔵文化財の性質・規模・内容等を把握し，協議資料とするための発掘調査・整理事業。④不特定遺跡発掘調査事業（県費補助事業）個人・中小企業・法人等による開発事業等に先行して行う発掘調査・整理事業。⑤民間開発等埋蔵文化財調査事業　民間の開発事業等に先行して行う発掘調査・整理事業。⑥民間調査組織に対する指導　民間調査組織が実施する発掘調査に対する指導を実施。以上です。

中村館長
（１）博物館事業の概要について，これまで同様「資料の収集・保管・保存」，「市内民俗行事・資料に係る調査・研究」を基礎として，「『新川流域の自然と人々との関わりの変遷』をテーマとした常設展示」を行うとともに，引き続き新型コロナウイルス感染症対策をしながら，市民の方々への郷土理解を図るため，企画展示，特別展示，併せて「講演会」，「講座」，「体験教室」等の各種事業を開催します。
（２）展示について，①常設展示。②企画展示　企画展。「発掘やちよ新情報から古代集落と中世城館から」（仮）　７月１５（土）から９月１８（月・祝）関連行事:展示解説会　７月３０（日）・８月１３（日）・９月１０（日）第２回やち博講座　８月２７（日）。③特別展示　ａ）県巡回展。「流山　新市街地地区の遺跡展」　１０月１４（土）から１２月３（日）。ｂ）ミニ展示。「くらしのうつりかわり展から広報・学校日誌から知る阿蘇・米本地域」（仮）。令和６年１月６（土）から令和６年２月２５（日）。④ロビー展示。ａ）季節展示。ｂ）あの町この町コーナー。⑤同好会連携展示。ａ）竹細工作品展　令和６年３月５（火）から令和６年３月１７（日）。ｂ）篆刻作品展　令和６年３月１３（水）から令和６年３月２１（木）。
（３）学校連携について，①小中学校対応。②博物館教育への協力。
（４）市民学習の支援について，①企画展等関連事業。ａ）企画展関連。ｂ）企画展関連ロビーイベント。②やちよの民俗行事　１１月２３（木・祝）。③古文書講座　入門編（全３回）：６月２５（日）・７月２（日）・７月９（日）初級編（全４回）：９月１７（日）・１０月１５（日）・１１月１９（日）・１２月１７（日）。中級編（全３回）：令和６年１月１４（日）・令和６年２月１８（日）・令和６年３月１７（日）。④やち博講座　８月６（日）・８月２７（日）・１１月２６（日）・令和６年２月２５（日）。⑤博物館上映会　令和６年１月２１（日）。⑥観察会　ａ）自然観察会　未定。ｂ）文化財散歩　５月２１（日）・２回目は秋頃に予定。⑦体験講座　ａ）篆刻講座　６月１０（土）・６月１１（日）。ｂ）植物標本づくり講座　７月２２（土）・８月２０（日）。ｃ）竹細工講座　１２月３（日）。⑧子ども講座　ａ）昔遊び体験　４月２９（土）から５月５（金・

祝）ゴールデンウイーク期間に，昔遊びを体験（※５月１日の休館日，２日の平日を除く)。b）博物館シアター　７月３０（日)。c）子ども体験教室　「竹細工づくり体験」８月５（土),「土器づくり体験」１０月８（日)・１０月２９（日),「昔の道具体験」令和６年２月１１（日)。d）竹と遊ぼう　令和６年３月９（土)。⑨地域における子どもたちの学習支援。⑩同好会の育成　竹細工同好会，篆刻同好会（八篆会)，土器づくり同好会，古文書同好会等の活動支援。⑪講師派遣。⑫学習室等の施設利用。⑬刊行物の作成・配布。

（５)地域協働について,①大学との連携　伝統装束体験　令和６年２月３(土)。②市民団体等との連携。③関係機関との連携。

続きまして，文化伝承館です。

（１）伝統文化活動への場の提供について，開館できる日数　２９０日。

（２）主催事業等　①伝統文化に親しむ会実施を検討中。○重陽の節供におくる邦楽演奏会　１０月２２(日)　協力　八千代市三曲協会。②八千代の伝承文化を習おう。○紙芝居と昔話の会　全１０回　４月１９・５月１７・６月２１・７月１９・９月２０・１０月１８・１１月１５・令和６年１月１７・令和６年２月１４・令和６年３月６　各水曜日　協力　本だいすき!の会。③伝統文化を習おう。○子ども邦楽教室　全１４回　７月２２・７月２９・８月５・８月１９・９月２・９月１６・１０月７・１１月１１・１１月１２・１２月９・令和６年１月１３・令和６年２月１７・令和６年３月２・令和６年３月３　全１４回。１１月１２と３月３は日曜日,その他は土曜日　協力　八千代市三曲協会。

（３）学校・地域支援　備品の館外貸出し　備品：紙芝居，茶道具等。

（４）広報・情報発信　館だよりの作成・配布。文化伝承館だより「継」第２５号発行。以上です。

阪田委員長

ただいま事務局から説明がありました件につきまして，質問やご意見等ございますでしょうか。

木原委員

文化伝承館の主催事業の中で，重陽の節供におくる邦楽演奏会が１０月２２日とありますけれども重陽の節供というのは,ご存じのとおり,９月９日です。

博物館の都合でこの時期になっているのですか。

中村館長

それは，八千代市三曲協会が，子ども邦楽教室ということで，少し時期がずれて開催しております。

木原委員

旧暦実施するのか新暦実施するのか，またどういったものを扱うかというのは，伝承館でなければできないテーマですので，そういうテーマに沿ってやっていただけたらと思います。

中村館長

ありがとうございます。

栗本委員

昨年のデータの中に「博物館実習は，学芸員の人数減等により受入していない」という文言がありますが，博物館は現在，人員配置はどうなっていますか。

中村館長

現在，正規職員の学芸員は２名おります。会計年度任用職員としての学芸員は４名おります。学芸員の数はそれだけいるのですけれども，学芸員として指導するということに関しては，前館長がいた時は，正規職員が３名いたのですが，今回人数が減ってしまい，指導するところまでは余裕がない現状です。

栗本委員

事務方は何人いるのですか。

中村館長

事務方は７名です。

栗本委員

逆転してますよね。その辺をどう捉えていくか宿題だと思いますので，私としては指摘しておきたいと思います。事業部門ですから，事業に充てる人数の方が多くて，事務方が少ないというのが当たり前だと思いますが。

木原委員

今の件でお伺いしたいのですが，事務方は学芸員の仕事は行いますか。

中村館長

展示会の手伝い等は行いますが，学芸員の指示をもらう業務は指示を受けて手伝っているという状況です。

中村館長
郷土博物館と文化伝承館の業務について，兼務になっていまして，文化伝承館へ事務方が行くということになっていますので，その分事務方が多くなっているという理由はあります。

阪田委員長
今，お話のあった定数の内容は，郷土博物館と文化伝承館合わせてということですか。

中村館長
はい。

阪田委員長
その２館の業務を学芸員２名でやっているということですか。

中村館長
はい。できるだけわかるものに聞きながらやっている状況です。イベント等あるのでその分学芸員は大変なのかと思います。

阪田委員長
館長さんには頑張っていただければと思います。

中村館長
ありがとうございます。

阪田委員長
それでは，議題５「指定文化財の現状報告」について事務局より報告をお願いいたします。

栗田主事
①現状確認結果について，資料の写真とおり異常なしです。

阪田委員長
ただいま事務局から説明がありました件につきまして，質問やご意見等ございますでしょうか。

濱名委員
　下総式板碑の式について，板碑は通常ですと「型」を使用していると思うのですけれども，八千代市では「式」を使用しているのはどうしてですか。

阪田委員長
　これは，この板碑が指定文化財に指定された時の名称が「式」を使っていたからだと思われます。今，ほとんどの研究者は「型」を使っていると思います。

阪田委員長
　私の方から一点よろしいですか。飯綱神社の玉垣についてですが，大丈夫でしょうか。状況としては，異常なしということですが。

宮澤主幹
　おっしゃるとおりで，気になっています。現時点では異常なしと判断しました。ただ,少しずつ劣化は進んでいくのではないかという印象は持っています。今後，注視していきたいと考えております。

阪田委員長
　管理はどこが行っていますか。

宮澤主幹
　地元です。氏子の方々がやっております。

阪田委員長
　これは，注意しておく必要があると思います。

金出委員
　現況確認は，誰がやっていますか。

宮澤主幹
　基本的に市の職員が見て回っています。

金出委員
　一番ありがたいです。

阪田委員長
以前の審議会で根上神社の墳丘測量について，その後の経過はどうなっていますか。

宮澤主幹
断続的になっております。調査そのものが目的というよりも，目的の趣旨は学生の測量実習ですので，長期休みの数日間，光波測距儀を使用して測量しています。墳丘に杭は打っていません。少し離れたところに杭を打ってそれを基準にしながら測量を行っています。私も何回か見学させていただきました。断続的にそういう実習という形で行っています。

阪田委員長
測量が終われば成果品というのはもらえるのですか。

宮澤主幹
はい。その予定です。ただ，時期は未定です。

阪田委員長
それでは，6「その他」でございますが皆様から何かございますでしょうか。

阪田委員長
無いようでしたら，事務局から連絡事項等はありませんか。

栗田主事
次回の審議会の開催時期について，令和６年２月頃を予定しております。また連絡させていただきますので，よろしくお願いいたします。

阪田委員長
それでは，これにて，令和５年度第１回八千代市文化財審議会を閉会いたします。皆様お疲れさまでした。